



12安(原規)第110号

平成12年10月31日

原子力委員会委員長 殿

内閣総理大臣



日本原子力研究所大洗研究所の原子炉の設置変更  
(JMTR原子炉施設の変更)について(諮問)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)第26条第1項の規定に基づき、日本原子力研究所 理事長 村上 健一から平成12年5月31日付け12原研05第93号(平成12年10月20日付け12原研05第170号で一部補正)をもって、別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号(経理的基礎に係る部分に限る。)に規定する基準に適合していると認められるので、法第26条第4項において準用する法第24条第2項の規定に基づき、当該基準の適用について貴委員会の意見を求める。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号(経理的基礎に係る部分に限る。)に規定する許可の基準への適合について

1. 法第24条第1項第1号(平和利用)

本件申請に係る変更は、日本原子力研究所大洗研究所JMTR原子炉施設において、現在使用されている低濃縮ウラン燃料の最高燃焼度を50%から60%に変更し、併せて中濃縮ウラン燃料の炉心における使用に関する記述及び高濃縮ウラン燃料の貯蔵保管に関する記述を削除するものである。これにより原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれはないと認められる。

2. 法第24条第1項第2号(計画的遂行)

本件申請に係る変更は、上記1.に示すとおりであり、これらが我が国の原子力の研究開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれはないものと認められる。

3. 法第24条第1項第3号(経理的基礎に係る部分に限る。)

本件申請に係る変更に必要なとされる資金は、申請者が日本原子力研究所法に基づく政府出資金及び民間出資金をもって調達する計画になっており、本件申請に係る変更を実施するために必要な経理的基礎があるものと認められる。